令和元年台風第19号災害 被災者支援制度ガイドブック

台風第19号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この冊子は、このたびの災害で被害に遭われた方が、上田市や様々な関係機関から提供される 各種の支援内容をご活用いただくために作成したものです。

また、この情報は令和2年5月1日(金)時点のものです。支援の追加や内容に変更が生じる場合があります。

市ホームページでも同様の情報を提供いたしますので、市のホームページから「令和元年台風 第19号に関する情報一覧」からご確認できます。

上田市

(令和2年5月1日現在)

り災証明に関すること	
(1) り災証明の申請・交付	1
● 住まいに関すること	
(1) 住宅の応急修理(災害救助法)	2
(2) 被災者用仮住居の提供(県営住宅・職員宿舎)	2
(3) 民間賃貸住宅の提供(災害救助法に基づく借上型仮設住宅)	3
(4) 市営住宅への一時入居	3
(5)被災建築物等復旧工事資金利子補給	4
(6) 被災した家屋等の解体・撤去(公費解体・自費解体)制度	4
(7)母子父子寡婦福祉資金	5
● 生活資金に関すること	
(1)被災者生活再建支援金	6
(2)上田市被災者生活再建支援金	7
(3)上田市災害見舞金、令和元年台風第19号災害被災者生活再建支援金	8
(4)長野県災害見舞金	9
(5)災害弔慰金	9
(6)災害障害見舞金	10
(7)母子父子寡婦福祉資金	10
(8) 生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金貸付)	11
(9)生活保護	11
(10)雇用保険の失業等給付	12
● 税金に関すること	
(1) 市税の減免措置等	13
(2) 県税の減免措置等	13
(3) 国税の減免措置等	14
● 減免・免除に関すること	_
(1) 証明手数料の免除	15
(2) 児童福祉施設(保育所・母子生活支援施設を除く)に係る入所者負担額の減免	15
(3) 障害福祉サービス,補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等	15
(4) 障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等	16
(5) 介護保険料・介護サービス利用者負担額の減免措置	16
(6) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等の減免措置	16
(7)未払賃金立替払制度	17
● 子どもの養育, 就学に関すること	
(1) 保育所等の保育料の減免	18

(2) 小・中学生の就学援助措置	18
(3)特別支援教育就学奨励費	18
(4) 児童クラブ・学童保育所・児童館・児童センターの一時利用	18
(5) 児童扶養手当等の特例措置	19
(6) 教科書等の無償給与(災害救助法)	19
(7)県立高等学校授業料等減免措置	19
(8)私立高等学校授業料等減免措置	19
(9)大学等授業料等減免措置	20
(10)工科短期大学校,技術専門校授業料等減免措置	20
(11)大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等	20
● その他の減免・免除等に関すること	
(1) 災害ごみ処理費用の免除	21
(2) 雇用調整助成金の特例措置	21
(3)労働保険料等	22
(4) 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	22
(5)災害復興住宅融資(建設・購入,補修)	23
(6)災害復興住宅建設補助金	23
(7) 県営水道料金の免除	24
(8) 上下水道料金の減免	25
(9) 下水道事業受益者負担金・分担金の徴収猶予	25
● 事業者向け支援	
<商工関係>	
(1)事業者特別相談	26
(2)上田市中小企業融資制度	26
(3)長野県中小企業融資制度	27
(4)長野県中小企業グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)	28
(5)被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)	29
(6) 小規模企業共済災害時貸付(傷病災害時貸付け)	30
(7)令和元年台風第19号特別貸付	31
<農業関係>	
(1) 農地・農業用施設災害復旧事業	32
(2)農林水産業共同利用施設災害復旧事業	33
(3) 農業共済・収入保険	33
(4) 農業制度資金	34

<林業関係>	
(1) 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付	35
(2) 林業・木材産業災害復旧対策保証	35
(3) 林業・木材産業改善資金	36
(4) 林業・木材産業施設の復旧	36
(5)信州の森林づくり事業(被害森林整備)	36
(6)森林保険	36
● 各種相談	
(1) 体調や気分がすぐれない方の健康相談	37
(2)消費生活相談	37
(3) 長野県弁護士会による無料電話相談(復興支援ダイヤル)	37
(4) 長野県行政書士会による無料電話相談	38
(5) 長野県社会保険労務士会による無料電話相談	38
(6) 法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス)	38
(7)被災ペット相談	38

● り災証明に関すること

制度の名称	り災証明の申請・交付							
支援の種類	証明							
概 要	 ●市が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。 ●り災証明書により証明される被害程度としては、「全壊」、「半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。 ●「り災証明申請書」(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、被害等の写真を添えて、市民参加・協働推進課、丸子・真田・武石各地域自治センターのいずれかへ提出してください。 【写真の内容】 ・建物の全景(できれば周囲4面、各1枚以上)・被害を受けた部位について、その内容がわかる写真・表札(ある場合のみ) 							
お問い合わせ	・申請上田市市民参加・協働推進課0268-75-2230上田市丸子地域自治センター 地域振興課0268-42-1210上田市真田地域自治センター 市民サービス課0268-72-0154上田市武石地域自治センター 地域振興課0268-85-2824・交付上田市危機管理防災課0268-21-0123							

● 住まいに関すること

制度の名称	住宅の応急修理(災害救助法)
支援の種類	現物支給
制度の内容	 ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市へ申込、市が業者に依頼して実施します。 ●修理限度額大規模半壊、半壊:1世帯あたり59万5千円一部損壊(10%以上20%未満)30万円。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	 ●以下の要件を満たす方が対象です。 (1) 災害により住宅が大規模半壊又は半壊、一部損壊(10%以上20%未満)の被害を受けたことが、「り災証明書」により確認できる方(※1) (2) 応急修理を行った後、当該住宅で生活する方 (3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない方、利用していない方 (4) 自らの資力では応急修理をすることができない方(大規模半壊は除く。) (5) これから応急修理を開始される方(※2) ※1 全壊の住宅は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、応急修理の対象とはなりません。ただし全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となることもあります。 ※2 修理を開始していても、支払いがまだされていない場合は対象となることがあります。
お問い合わせ	上田市建築指導課 0268-23-5430

制度の名称	被災者用仮住居の提供(県営住宅・職員宿舎)						
支援の種類	現物支給・現物貸与						
制度の内容	 ●被災者の生活再建のため、当面の入居先として、県営住宅等を提供します。 (1) 入居期間:最長1年間 (2) 家 賃:無料(光熱水費、共益費等は入居者負担) (3) 敷金、連帯保証人:免除 (4) 必要書類 ①一時使用許可申請書 ②誓約書 ③り災証明書 (5) その他 募集団地及び受付期間等の詳細につきましては、上田建設事務所建築課へお問い合わせください。 						
活用できる方	●長野県内の居住している住宅が、全壊、大規模半壊又は半壊により、当該住宅での居住が当 面困難となった方						
お問い合わせ	・上田建設事務所建築課 0268-25-7143 ・上田市住宅課 0268-23-5176						

制度の名称	民間賃貸住宅の提供(災害救助法に基づく借上型仮設住宅)
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	 ●被災者の生活再建のため,長野県が民間賃貸住宅の空き家を借り上げて提供します。 (1)入居期間:入居時から2年以内 (2)借上住宅の家賃の上限 ①2人以下の世帯 月額6万円以下 ②3~4人の世帯 月額7万円以下 ③5人以上の世帯 月額9.5万円以下 (3)長野県が負担する経費:家賃、共益費、退去修繕負担金等 (4)入居者が負担する経費:光熱水費、自治会費等 (5)その他:原則として、昭和56年6月1日以降に建築された住宅、若しくは耐震診断、耐震補強等により耐震性が確認できる住宅を対象とします。 (6)被災者、貸主、長野県の三者契約を結びます。
活用できる方	 ●対象者:次の(1) ~ (4) のすべてに該当する方 (1) 次の要件のいずれかを満たす方 ① 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない方 ② 「半壊」(大規模半壊を含む)であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅として利用ができず、自らの住居に居住できない方 ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり住宅に居住できない方 (2) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない方 (3) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
お問い合わせ	上田市住宅課 0268-23-5176

制度の名称	市営住宅への一時入居						
支援の種類	制物支給・現物貸与						
制度の内容	 ●被災者の生活再建のため、市営住宅を提供します。 (1) 入居期間:最長3か月(事情をお聞きし延長の場合もあります。) (2) 家 賃:無料(光熱水費、共益費等は入居者負担) (3) 敷金、連帯保証人:免除 (4) 必要書類 ①一時使用許可申請書 ②誓約書 ③世帯全員の住民票(単身世帯の方は戸籍謄本) ④り災証明書 						
活用できる方	●「り災証明書」が発行された方 (住宅の滅失など大きな被害により、自らの住居に居住できない方)						
お問い合わせ	上田市住宅課 0268-23-5176						

制度の名称	被災建築物等復旧工事資金利子補給
支援の種類	利子補給
制度の内容	●災害により被害を受けた建築物等の復旧工事に要する融資を受けた方に対して利子補給を行う。 (1)借入限度額:200万円 (2)期 間:15年以内 (3)利 率:年3%以内 (4)取扱金融機関:市内に店舗を有する金融機関
活用できる方	●災害により被害を受けた建築物等の復旧工事に要する融資を受けた方
お問い合わせ	上田市住宅課 0268-23-5176

制度の名称	被災した家屋等の解体・撤去(公費解体・自費解体)制度
支援の種類	工事、補助(対象外あり)
	「公費解体」 ●災害により「り災証明」で全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた家屋等について、所有者の申請に応じ、被災建造物を市が災害廃棄物として解体・撤去する。 ※公費解体の対象となる家屋等は、申請受付後、個別に確認します。 ※解体工事に着手するまでには期間を要します。
制度の内容	「自費解体」 ●災害により「り災証明」で全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた家屋等について、個人が解体・撤去工事の契約を行い、工事を実施した場合、申請により対象部分の費用を償還する。 ※自費解体の対象となる家屋等は申請受付後、個別に確認します。 ※解体工事の契約・工事の実施・費用のお支払いは、所有者にしていただきます。 ※工事にかかった費用全額が償還されない場合があります。
活用できる方	●災害により「り災証明」で全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた建物の所有者
お問い合わせ	上田市廃棄物対策課 0268-22-0666

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金						
支援の種類	貸付(融資)						
	●災害により被害を受けた住宅の補修,保全,増築,改築等に必要な経費の貸付を行います。						
	貸付限度額 200万円以内 (通常の限度額150万円に災害による場合50万円を加算)						
制度の内容	貸付利率 年1.0% (連帯保証人がいる場合 は無利子)						
	●転宅のために必要な経費の貸付を行います。						
	貸付限度額 26万円以内						
	貸付利率 年1.0% (連帯保証人がいる場合 は無利子)						
活用できる方	●住宅が全壊・半壊,流出,床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯						
お問い合わせ	上田市子育て・子育ち支援課 0268-23-5106						

● 生活資金に関すること

制度の名称	被災者生活再建支援金							
支援の種類	給付							
	支給します。 ●支給額は、下 (世帯人数) (1)住宅の	を記の2つのが1人の場合 被害程度に 支給額	10	なります。 会額が3/4になりま 援金(基礎支援金) 住宅の被害程度 が解体,長期避難世 00万円	ます。) ! 帯		して支援金を	
制度の内容	(2) 住宅の	再建力法に	応じて支給する支	援金(加昇支援金) 住宅の再建方法)			
			建設・購入	補修	(公	賃借 (営住宅除く)		
		支給額	200万円	100万円		50万円		
	 ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。 ●申請期間 基礎支援金:災害発生日から13月以内、加算支援金:災害発生日から37月以内 ●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。 							
活用できる方	 ●住宅が自然災害により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※)下記の世帯を含みます。 ■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯) ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますの、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 							
お問い合わせ	上田市福祉課 0268-71-8081							

制度の名称	上田市被災者生活再建支援金					
支援の種類	給付					
	●国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者に対して上田市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき支援を行います。●自然災害により、半壊以上の被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度に応じて下記のとおり支援金を給付します。					
		基礎支援金	2 1	加算支援金②		計
		被害区分	支給額	再建区分	支給額	1)+2
		全壊世帯		建設・購入	200 万円	300 万円
		解体世帯	100 万円	補修	100 万円	200 万円
		長期避難世帯		賃貸	50 万円	150 万円
	= = fi	大規模半壊世帯 50 万		建設・購入	200 万円	250 万円
制度の内容			50 万円	補修	100 万円	150 万円
				賃貸	50 万円	100 万円
		半壊世帯	50 万円	-	-	50 万円
		全壊世帯		建設・購入	150 万円	225 万円
		解体世帯	75 万円	補修	75 万円	150 万円
		長期避難世帯		賃貸	37.5 万円	112.5 万円
	単数世帯	大規模半壊世帯	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
				補修	75 万円	112.5 万円
				賃貸	37.5 万円	75 万円
		半壊世帯	37.5 万円	_	_	37.5 万円
	_		_			
活用できる方	●被災者生活再建支援法による支援金の対象とならない方					
お問い合わせ	上田市福祉課 0268-71-8081					

制度の名称	上田市災害見舞金、令和元年台風第19号災害被災者生活再建支援金				
支援の種類	給付				
	おい 被害	Nて、被災者又 号においては、	た自然災害により、市内に住所を はその遺族に対して災害見舞金ま 個人又は法人が居住し、又は使用 別荘などは対象となりません。)	たは弔慰金を支給し	ます。(ただし、建
		見舞金等の額 (1被災者につき			
		人身災害	死亡		200,000F
			 負傷		
			3箇月以上の臥床又は入院を要す	する場合	100,000
			30日以上の臥床又は入院を要す	る場合	70,000
			 20日以上の臥床又は入院を要す	· る場合	50,000
			 10日以上の臥床又は入院を要す	る場合	30,000
		居住に供して	床上浸水による準半壊	持家・借家のとき	300,000
		いた建物	床上浸水による一部損壊	持家・借家のとき	200,000
			風害ほかによる準半壊	持家・借家のとき	250,000円以
				持家・借家のとき	150,000円以
			床下浸水	持家・借家のとき	100,000
制度の内容			全壊・全流失	貸家のとき	50,000
可 1.√o 文 (fi			半壊・半流失	貸家のとき	30,000
			一部損壊・一部焼失・一部流失	貸家のとき	10,000円以
	Z⇒	居住に供していない建物	損害部分の床面積が199平方メ ートル以上の場合	持家・借家のとき	100,000
	建物災害	V VAV IXEIM	損害部分の床面積が100平方メ ートル以上199平方メートル未 満の場合	持家・借家のとき	50,000
			損害部分の床面積が33平方メートル以上100平方メートル未満の場合	持家・借家のとき	30,000
			損害部分の床面積が33平方メートル未満の場合。ただし、生計を維持するに使用していた建物であり、かつ、当該建物の3分の2以上の被害があるものに限る。	持家・借家のとき	10,000
			床上浸水	持家・借家のとき	50,000
			床下浸水	持家・借家のとき	10,000

 活用できる方	●自然災害により建物被害にあわれた方のうち、国の被災者生活再建支援制度による支援金または上田市被災者生活再建支援金の支給を受けていない方●自然災害により人身災害にあわれた方のうち、上田市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金または災害障害見舞金の支給を受けていない方
お問い合わせ	上田市福祉課 0268-71-8081

制度の名称	長野県災害見舞金					
支援の種類	給付	給付				
	見舞金を次の場合、以下のとおり支給します。 ●令和元年台風第19号災害により住家が床上浸水の被害を受けた場合 ●令和元年台風第19号災害により県内の生活の本拠を有する者が重傷を受けた場合					
制度の内容		支給対象となる被害の程度	見舞金額			
	住家被害	床上浸水 (半壊に至らないもの)	1世帯	5 万円		
	人的被害	重傷者	1人	10 万円		
	※市町村独自の見舞金5万円と合わせて10万円の支給となります。					
活用できる方	 ◆令和元年台風第19号災害により、重傷を受けた者、被災した住家に居住していた世帯の世帯主 ◆次の場合は支給対象から除外されます。 ・市町村条例により災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給される場合 ・被災者生活再建支援金が支給される場合 			していた世帯の世		
	・信州被災	・信州被災者生活再建支援金が支給される場合				
お問い合わせ	 県危機管理防	県危機管理防災課 026-235-7184				

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	令和元年10月12日(災害救助法適用日)以降の県内被害に限ります。 ●災害により死亡された方のご遺族に対して、上田市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合:500万円以下を支給 ・その他の者が死亡した場合:250万円以下を支給
活用できる方	 ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 ・1. 配偶者, 2. 子, 3. 父母, 4. 孫, 5. 祖父母 ・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同居し,又は生計を同じくしていた者に限る)
お問い合わせ	上田市福祉課 0268-71-8081

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	令和元年10月12日(災害救助法適用日)以降の県内被害に限ります。 ●災害による負傷,疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合,上田市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障がいを受けた場合:250万円以下を支給・その他の者が重度の障がいを受けた場合:125万円以下を支給
活用できる方	 ●災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた方 ・両目が失明した方 ・・直嚼及び言語の機能を廃した方 ・ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ・ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ・ 両上肢をひじ関節以上で失った方 ・ 両上肢の用を全廃した方 ・ 両下肢をひざ関節以上で失った方 ・ 両下肢の用を全廃した方 ・ 両下肢の用を全廃した方 ・ 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められる方
お問い合わせ	上田市福祉課 0268-71-8081

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行うものです。●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に、償還金の支払猶予などの特別措置を行います。
活用できる方	 ●母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) (1) 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) (2) 母子・父子福祉団体(法人) (3) 父母のいない児童(20歳未満) ●父子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) (1) 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方) (2) 母子・父子福祉団体(法人) (3) 父母のいない児童(20歳未満) ●寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) (1) 寡婦(かつて母子家庭の母であった方) (2) 40歳以上の配偶者のいない女子(婚姻をしたことがない方は含まない。)であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	上田市子育て・子育ち支援課 0268-23-5106

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金貸付)			
支援の種類	貸付(融資)			
	被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行います。			
	・原則10万円 ※特例措置20万円以内			
	貸付利率 無利子			
制度の内容 ※次に掲げる特に必要と認められる場合には,20万円以内とします。 (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。 (2) 世帯員に要介護者がいるとき。 (3) 世帯員が4人以上いるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか,重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県協議会会長が認めるとき。				
活用できる方	令和元年台風第19号により当座の生活費を必要とする世帯(低所得世帯に限りません)			
お問い合わせ	・長野県社会福祉協議会 026-226-2036 ・上田市社会福祉協議会 0268-27-2025			

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付,現物給付
制度の内容	 ●生活に現に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	上田市福祉課 0268-23-5372

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	●激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。●激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
お問い合わせ	上田公共職業安定所 0268-23-8609

● 税金に関すること

制度の名称	市税の減免措置等		
支援の種類	減免、申告期限の延長		
制度の内容	 ●災害により土地、家屋、償却資産、又は家財に損害を受けられた場合、市税(市民税・県民税、固定資産税、都市計画税)が減免される場合があります。 ●申告期限の延長 災害などの理由により、納税に関する申告が期限までにできない方は、申請により災害がやんだ日から2か月以内に限り申告期限の延長が認められる場合があります。 		
活用できる方	●災害によりその財産等に損害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。		
お問い合わせ	上田市税務課 ・市民税係 0268-23-5115 ・土地係 0268-23-8240 ・家屋係 0268-23-8245		

制度の名称	県税の減免措置等			
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長			
制度の内容	 ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税(自動車税(種別割及び環境性能割), 不動産取得税,個人事業税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告,納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、申請により災害がやんだ日から2か月以内に限り申告期限又は納期限が延長されます。 			
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち,一定の要件を満たす方が対象となります。			
お問い合わせ	・東信県税事務所上田事務所 0268-25-7117 ・県庁総務部税務課 026-235-7046			

制度の名称	国税の減免措置等
支援の種類	減免・猶予 (延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	 ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告,納付などをその期限までにできない場合,その理由のやんだ日から 2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合,税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合(損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象)、給与所得者が税務署長に申請(一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請)をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	 ●申告などの期限の延長については,災害によりその期限までに申告,納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については,納税者(源泉徴収義務者を含みます。)で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については,所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け,その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については,災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で,かつ,その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については,災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方,災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした方が対象です。また,所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については,損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で,被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	上田税務署 0268-22-1234

■ 減免・免除に関すること

制度の名称	証明手数料の免除	
支援の種類	免除	
制度の内容	 ●被災による保険請求や融資等を受けるため、諸証明の提けた方 〈税に関する証明〉 ① 所得証明 ② 法人に関する証明 ③ 市税に関する公簿書類の閲覧 ④ 土地図面の閲覧及び写し ⑤ 住宅用家屋証明の申請に対する審査手数料 〈戸籍・住民票の写し等〉 ① 戸籍謄抄本等 ② 住民票の写し ●可能な限り、り災証明書を御持参ください。 	出が必要な場合で、り災証明書の交付を受 ⑥ 名寄帳 ⑦ 公課証明 ⑧ 資産証明 ⑨ 評価証明
活用できる方	●災害によりその財産等に損害を受けた方。	
お問い合わせ	税に関する証明 上田市税務課諸税係 0268-23-516 戸籍・住民票の写し等 上田市市民課 0268-23-533	

制度の名称	児童福祉施設(保育所・母子生活支援施設を除く)に係る入所者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設(保育所・母子生活支援施設を除く)の入所者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	県庁児童養育・養育支援室 026-235-7099

制度の名称	障害福祉サービス,補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス(介護給付費、訓練給付費)、 補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
お問い合わせ	上田市障がい者支援課 0268-23-5158

制度の名称	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により,自立支援医療費(育成医療・更生医療)の負担額の 猶予・減免措置が講じられることがあります。
お問い合わせ	上田市障がい者支援課 0268-23-5158

制度の名称	介護保険料・介護サービス利用者負担額の減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●介護保険料及び介護サービス利用者負担額について、減免が受けられます。
沽用できる万	●災害等により被害を受けた方(住家の全半壊、床上浸水) ※台風第19号で被災され、減免の対象となる方には申請書類をお送りします。
お問い合わせ	上田市高齢者介護課 0268-23-6246

制度の名称	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等の減免措置	
支援の種類	減免、免除	
	●国民健康保険税や医療費の一部負担金、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料や医療費の一部負担金 等について、被災の程度に応じて減免が受けられます。	
制度の内容	国民健康保険税・後期高齢者医療保険 国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度の被保険者について、保険税(料)の減免や医療費の一部負担金が減免される場合があります。	
	国民年金保険料の免除 国民年金保険料が免除される場合があります。	
活用できる方	●保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や下記にご確認ください。 ※台風第19号で被災され、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の減免の対象となる方には申請書を お送りします。	
お問い合わせ	上田市国保年金課 0268-75-7101(国民健康保険) 0268-23-5118(後期高齢者医療保険) 0268-21-0052(国民年金)	

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替(債権者向け)
制度の内容	企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	 ●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 (1)使用者が、 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 1年以上事業活動を行っていたこと ア. 法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたことこの場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合)をしたことこの場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。 (2)労働者が、倒産について裁判所への申立て等(法律上の倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	・上田労働基準監督署 0268-22-0338 ・独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 044-431-8663

● 子どもの養育、就学に関すること

制度の名称	保育所等の保育料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所等の保育料の減免が受けられることがあります。
活用できる方	●災害による被害を受け、保育料を負担することが困難であると認められる保護者
お問い合わせ	上田市保育課 0268-23-5132

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により,就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に,就学に必要な学用品費,校外活動 費,学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により,就学が困難となった児童・生徒の保護者。
お問い合わせ	通学されている学校、教育委員会学校教育課 0268-23-5101

制度の名称	特別支援教育就学奨励費
支援の種類	給付
制度の内容	●被災により、小中学校に設置されている特別支援学級への就学が困難になった児童生徒の保 護者を対象に、学用品等購入費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
お問い合わせ	通学されている学校、上田市教育委員会学校教育課 0268-23-5101

制度の名称	児童クラブ・学童保育所・児童館・児童センターの一時利用
支援の種類	施設利用
制度の内容	保護者が災害復旧等にあたっている間、平日と土曜日の所定の時間、小学生をお預かりします。 利用申請が必要で、児童クラブ・学童保育所は有料、児童館・児童センターは無料です。 土曜日や学校休業日に昼を挟んで利用する場合は、弁当が必要です。
活用できる方	●り災証明書があり、保護者が災害復旧にあたっている等により、昼間、小学生の家庭が留守に なる場合
お問い合わせ	上田市教育委員会学校教育課 0268-23-5101

制度の名称	児童扶養手当等の特例措置
支援の種類	要件緩和
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について, 所得制限の特例措置を講じます。●災害により住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の損害を受けた場合, 所得制限の適用を除外します。
活用できる方	●各手当受給者
お問い合わせ	・上田市子育て・子育ち支援課 0268-23-5106 ・上田市障がい者支援課 0268-23-5158

制度の名称	教科書等の無償給与(災害救助法)
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は,災害により学用品を失った児童・生徒に対して,教科書や 正 規の副教材を無償給与します。その他の教材、文房具,通学用品についても支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町※において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等(特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校含む)の児童・生徒が対象です。
お問い合わせ	通学されている学校、上田市教育委員会学校教育課 0268-23-5101

制度の名称	県立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●保護者が災害により損害を受けた生徒を対象に,授業料の減免,入学料及び入学審査料の免除 をします。
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。
お問い合わせ	県教育委員会高校教育課 026-235-7428

制度の名称	私立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●災害等により家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な生徒を対象に,私立高等学校等において授業料等の減額,免除を行います。
活用できる方	●各学校において,減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校 (大学、短期大学、大学院、高等専門学校)において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校(授業料担当窓口)

制度の名称	工科短期大学校,技術専門校授業料等減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●学資負担者が災害により著しく生活が困難となった場合,工科短期大学校,技術専門校の授業 料等を減免します。
お問い合わせ	在籍する各校

制度の名称	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の 猶予などを行います。※具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。
活用できる方	●大学,短期大学,大学院,高等専門学校,専修学校(専門課程)の学生・生徒
お問い合わせ	・独立行政法人 日本学生支援機構(JASSO) 03-6743-6011 ・在籍する各学校(奨学金担当窓口)

● その他の減免・免除等に関すること

制度の名称	災害ごみ処理費用の免除
支援の種類	減免
	災害ごみの受入れについて処理費用を免除します。 ●上田クリーンセンター(可燃・不燃ごみ 受付)【主に上田・真田地域】 平日8時30分から11時45分、13時から16時(※)
制度の内容	●丸子クリーンセンター(可燃受付)【主に丸子・武石地域】平日9時から11時30分、13時から16時(※)なお、不燃ごみは事前に丸子市民サービス課に相談をお願いします。
	※ 平日に搬入が困難な方は、事前に廃棄物対策課(上田・真田地域)、丸子市民サービス課(丸子・武石地域)までお問い合わせください。
活用できる方	●(※原則)り災証明書が発行されている市民
お問い合わせ	上田市廃棄物対策課 0268-22-0666 上田市丸子市民サービス課 0268-42-1054

制度の名称	雇用調整助成金の特例措置
支援の種類	給付
制度の内容	 ●災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金等の一部を助成します。 ●特例の内容は、次のとおりです。 本特例は、休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にあり、災害に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主に対して適用されます。 ①休業を実施した場合の助成率を引き上げます。【中小企業】2/3⇒4/5 【大企業】1/2⇒2/3 ②支給限度日数を延長します。「1年間で100日」⇒「1年間で300日」 ③新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者 についても助成対象とします。 ④過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とします。イ 支給限度日数について、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算します。 ⑤災害発生日(令和元年10月12日)に遡っての休業等計画届提出が、令和2年1月20日提出分まで可能です。 ⑥生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。 ⑦災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします。 ⑧最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

	●災害に伴う「経済上の理由」により,休業等を余儀なくされた事業所の事業主が対象です。
	※経済上の理由例
	・ 取引先の浸水被害等のため,原材料や商品等の取引ができない場合
活用できる方	・交通手段の途絶により,来客がない,従業員が出勤できない,物品の配送ができない場合
	・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により, 営業ができない 場合
	・ 風評被害により,観光客が減少した 場合
	・ 施設, 設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で, 早期の修復が不可能な場合
お問い合わせ	長野労働局 026-226-0866
	上田公共職業安定所 0268-23-8609

制度の名称	労働保険料等
支援の種類	労働保険料等の納付の猶予
制度の内容	●災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難 となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。
活用できる方	 ●対象となる事業主 令和元年台風第19 号に係る被害により、事業の経営のために直接必要な財産(事業財産)に相当の損失(おおむね20%以上)を受けた事業主の方が対象になります。 ●対象となる労働保険料等 上記の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等(労働保険料、特別保険料及び一般拠出金)の全部又は一部が対象となります。
お問い合わせ	長野労働局 026-226-0866 上田労働基準監督署 0268-22-0338

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	 ●地震,津波,噴火,暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。)に対して,返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 1. 返済金の払込みの猶予:被災の程度に応じて,1~3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ:被災の程度に応じて,0.5~1.5%の金利引下げ 3. 返済期間の延長:被災の程度に応じて,1~3年 ※ 支援の内容は,災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額,自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

制度の名称	災害復興住宅融資(建設・購入,補修)		
支援の種類	貸付(融資)		
制度の内容(独立 行政法人住宅金融 支援機構の場合)	 ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。 ●融資金利(令和2年5月1日現在:金利は毎月改定します) 【補修の場合】 【補修の場合】 基本融資額 年 0. 46% 年 0. 46% 年 0. 46% 特例加算額 年 1. 36% ●融資限度額 基本融資額(建設資金)1,680万円+基本融資額(土地取得資金)970万円 +基本融資額(整地資金)450万円 +特例加算額(建設資金)520万円 購入の場合 基本融資額(購入資金)2,650万円 +特例加算額(購入資金)520万円 基本融資額(補修資金)740万円 +基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円 ●申込受付期間 被災日から2年間 ●申込受付期間 被災日から2年間 ●申込受付期間 被災日から2年間 ●申込受付期間 被災日から2年間 ●申込受付期間 被災日から2年間 ●申込受付期間 被災日から2年間 ●・申込受付期間 被災日から2年間 ●・申込受付期間 ●・申込受付期間 ●・申込で付期間 ●・申込で付期間 ●・申込で付期間 ●・申込で付期間		
活用できる方	ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。 ※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353		

制度の名称	災害復興住宅建設補助金		
支援の種類	補助(利子補給)		
制度の内容	 ●住宅金融支援機構等から被災住宅の再建のための融資を受けた場合に、その利子相当額の一部 (※1) について補助が受けられます。 (※1) 新築・購入により住宅を再建される方が20年借入をした場合の当初の10年相当分補修等により住宅を再建される方が10年借入をした場合の当初の5年相当分 ●申込受付期間 以下のいずれか遅い日まで 「ただし災害復興住宅融資の期限(被災日から2年間)に御注意ください。〕・金銭消費貸借契約日(融資実行日)の属する年度の末日・金銭消費貸借契約を締結した日から半年を経過する日 ●申請先 融資を受ける金融機関 		
活用できる方	以下の各項目に該当する方が対象となります。 ・住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方 (※補修に限り、「一部損壊」の方も対象) ・住宅金融支援機構または民間金融機関から、被災住宅の再建のための融資を受けた方 ・長野県内において住宅を再建される方		
お問い合わせ	 県建設部建築住宅課		

制度の名称	県営水道料金の免除
支援の種類	減免
	県営水道給水区域(長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町)に係る避難先住宅及び被災住宅 の水道料金を減免します。
制度の内容	 ●減免の内容 ○避難先住宅に係る減免 ・対象者
	●申請に必要な書類 減免申請書、り災証明書(写し可)を下記「受付窓口」へ提出してください(郵送による提出も可)。減免申請書は、受付窓口にあるほか、ホームページからも入手できます。 ○ 企業局ホームページアドレス https://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kigyokyoku/index. html
	 ●受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで * 土日祝日除く ○ ヴェオリア・ジェネッツ㈱上田事務所 〒386-0032 上田市諏訪形613(上田水道管理事務所内) 0120-971-124(フリーダイヤル)又は0268-29-0810 ○ 上田水道管理事務所 * 上記住所と同じです。 0268-22-2110
お問い合わせ	* 長野県企業局水道事業課、上田市上下水道局サービス課でも減免申請書の提出が可能です。 長野県企業局水道事業課 026-235-7381
ع دادات ۸ توارق	区北宗正未问小旦尹未妹 U Z O = Z 3 3 = / 3 0 1

制度の名称	上下水道料金の減免
支援の種類	減免
制度の内容	(1) 全壊、大規模半壊、半壊など(床上浸水)のり災証明書が発行された上下水道契約者は、令和元年10月・11月の上下水道料金(基本料金及び使用料金)を全額減免します。 (2) 一部損壊(床下浸水)のり災証明書が発行された上下水道契約者は、令和元年10月の上下水道料金の使用水量から8立方メートル(風呂浴槽40杯分)を減量します。 (3) 上田市内の市営住宅、県営住宅等の公営住宅に避難された被災者は、公営住宅に入居している期間(最大1年間)及び開栓手数料を全額減免します。
お問い合わせ	上下水道局料金センター 0268-22-1313 上下水道局サービス課(料金担当) 0268-23-8243

制度の名称	下水道事業受益者負担金・分担金の徴収猶予
支援の種類	猶予
制度の内容	下水道事業受益者負担金・分担金の徴収猶予
活用できる方	災害、盗難、その他の事故が生じたことにより、受益者が納付することが困難な場合
お問い合わせ	上下水道局サービス課(料金担当) 0268-75-1092

● 事業者向け

〈商工関係〉

制度の名称	事業者特別相談		
支援の種類	相談		
概要	台風第19号により被害を受けた市内事業者を対象として、商工団体や金融機関と連携し、各種融 資等の金融相談や事業継続等に関する相談を受け付けています。		
お問い合わせ	上田市商工課 0268-23-5395 上田市丸子産業観光課 0268-42-1047 上田市真田産業観光課 0268-72-4330		

制度の名称	上田市中小企業融資制度				
支援の種類	貸付(融資)				
制度の内容	 ◆貸付対象者 市内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業信用保険法に該当する中小企業者で、以下のいずれかに該当する方 (1)セーフティネット保証制度2号から6号及び8号、危機関連保証のいずれかに該当する方※災害認定の場合は、セーフティネット保証4号になります。 (2)最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率が、前年同期に比べて5%以上減少している方(3)市長が認める風水雪害等の自然災害及びその他災害の影響により、事業活動に著しい影響を受けている方※り災証明が必要になる場合があります。 ◆貸付要件 貸付関度額 利率(年) 貸付期間(据置期間) 設備3,000万円 36か月間は、0.75%利子補給あり 連転5,000万円 (据置期間1年以内)名かります。 ◆制度融資は、金融機関を通じて貸付となりますので、まずは、お取引金融機関へご相談ください。 				
お問い合わせ	上田市商工課 0268-23-5395				

制度の名称	長野県中小企業融資制度				
支援の種類	貸付(融資)				
	 ○経営健全化支援資金 ◆貸付対象者 県内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業信用保険法に該当する中小企業者等で,以下に該当する方等 (災害対策) ・令和元年台風第19号により被災し,市町村長等のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方 (特別経営安定対策) ・セーフティネット保証4号に該当する方 ・経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方ア急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により,最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が,その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 イ災害の影響を受け,災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が,その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 				
	◆貸付要件 「 資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料
制度の内容	災害対策	設備 6,000万円 中小企業等グループ 補助金の自己負担分 については、別枠で 4億円 運転 8,000万円	0.8%	設備10年(2年) うち土地建物等15年 運転7年(2年)	県・市町村 補助により 0.44%以内 セーフティネ ット保証利用
	特別経営 安定対策	設備 6,000万円 運転 8,000万円	1.6%	設備10年(1年) 運転7年(1年) [借換10年]	の場合自己負担なし
	○中小企業振興資金◆貸付対象者	1月8日から令和3年度末金			
	資金名	貸付限度額	利率 (年)	貸付期間 (据置期間)	信用保証料
	一般枠	設備 1億円 運転 5,000万円	2.1% 1年以内 1.8%	設備7年(1年) 運転5年(6か月) [借換10年(1年)]	2.2%以内
	短期継続融資枠	運転 3,000万円	1.8%	1年	2.2%以内

	○小規模企業発展資金					
	◆貸付対象者					
		県内において1:	年以上継続して事業を営	さんでいる小	、規模企業者(※)の方で	,小口零細企業保
	i	証を利用する方	ī			
		※小規模企業者	肯:従業員が20人(宿泊	・娯楽業を	除く商業・サービス業は5	5人) 以下の企業
	◆貸付要件					
		資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料
		小規模企業 発展資金	設備・運転の合計で 2,000万円	1.9%	設備10年(1年) 運転5年(6か月) [借換7年(1年)]	県・市町村 補助により 0.44%以内
			•		『前相談が必要となります』 商工会議所へご相談くだる	
お問い合わ せ			営支援課 026-235-72 工観光課 0268-25-72			

制度の名称	長野県中小企業グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)
支援の種類	補助
制度の内容	被災した中小企業等が策定する復興事業計画について、「産業活力復活」「被災地域復興」、「コミュニティ再生」、「雇用維持」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合に、各事業者が実施する復旧事業に要する経費の一部を国と県が補助します。 【補助対象】 施設費、設備費等(資材、工事費、設備調達費等を含む) 【補助率】 中小企業者等(3/4)、中堅企業(1/2) 【補助上限額】 15億円
活用できる方	被災した県内中小企業者及び中堅企業
お問い合わせ	長野県産業労働部産業復興支援室 026-235-7325(直通)

制度の名称	被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)
支援の種類	補助
制度の内容	小規模事業者の復旧・復興を推進するため、商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建に向けた機械设備等の購入費を補助します。 【補助対象】 機械装置費等購入費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備等廃棄等費、外注費【補助率】 2/3 【補助上限額】 200万円
活用できる方	被災した小規模事業者
お問い合わせ	被災小規模事業者再建事業『持続化補助金台風19号型』補助金全国事務局(全国商工会連合会) 03-6268-0088(直通) (上田商工会議所)0268-22-4500 (上田市商工会) 0268-42-2213 (真田町商工会) 0268-72-4050

4.1	
制度の名称 	小規模企業共済災害時貸付(傷病災害時貸付け)
支援の種類	貸付
	疾病または負傷により一定期間入院をしたため、または災害救助法の適用された災害等または一般災害 (火災、落雷、台風、暴風雨等)により被害を受けた際に、経営の安定を図るために事業資金を低金利で借入れできる便利な制度です。
	1. 貸付対象者 小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時(4月末日及び10月末日)までに、12カ月以上の掛金 を納付している共済契約者(ただし、貸付限度額が50万円以上)であって、災害救助法の適用される 災害の被災区域内に事業所(※1)を有し、かつ、当該災害の影響により次の(1)又は(2)の要件に 該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 (1)被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産(※1)について全壊、流失、半壊、床上 浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 (2)当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高(※1)が前年同月に比して減少することが 見込まれること。 (※1)共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者 が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
制度の内容	2. 貸付条件 (1)貸付限度額:原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割~9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額 (2)貸付利率:年0.9%(令和元年10月13日現在) (3)貸付期間:貸付金額500万円以下36カ月505万円以上60カ月(4)償還方法:6カ月ごとの元金均等割賦償還 (5)担保、保証人:不要 (6)借入窓口:商工組合中央金庫本・支店
	3. その他 以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。(※2) ① 被災したことを証明する下記いずれかの証明書 ・市町村が発行するり災証明書又は被災証明書 ・商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から確認を受けた被災証明願(所定様式) ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物(共済契約者の氏名及び契約者番号が分かるもの) ③ 貸付契約に必要な実印、印鑑証明(3ヵ月以内発行の原本) ④ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ⑤ 収入印紙 (※2)借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。
お問い合わせ	中小企業基盤整備機構共済相談室 050-5541-7171

制度の名称	令和元年台風第19号特別貸付
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	●令和元年台風第19号により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が「令和元年台風第19号特別貸付」を実施します。 ①直接被害を受けた中小企業・小規模事業者 ○金利 当初3年間:基準利率(災害)▲0.9% (▲0.9%の限度額:中小企業事業 1億円、国民生活事業 3千万円) ※4年目以降及び上記限度額を超える分:基準利率(災害)▲0.5% (金利引下げは、市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害の証明が必要) ○貸付期間 最大20年(設備)、最大15年(運転)(据置期間:最大5年) ○限度額 中小企業事業 3億円(別枠)、国民生活事業 6千万円(上乗せ) ②直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者 ○金利 基準利率(災害):中小企業事業1.11%。国民生活事業1.36% (令和元年11月1日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律) ○貸付期間 最大20年(設備)、最大15年(運転)(据置期間:最大5年) ○限度額 中小企業事業 3億円(別枠)、国民生活事業 6千万円(上乗せ) ③上記①、②以外で、今般の台風により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者(風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む) ○金利 基準利率:中小企業・小規模事業者を含む) ○金利 基準利率:中小企業・小規模事業者を含む) ○金利 基準利率:中小企業等業1.11%。国民生活事業1.91% (令和元年11月1日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等によって利率は変動。) ○貸付期間 最大20年(設備)、最大15年(運転)(据置期間:最大5年) ○限度額 中小企業事業 7.2億円(別枠)、国民生活事業 4.8千万円(別枠)
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等
お問い合わせ	国民生活事業 株式会社日本政策金融公庫 長野支店,松本支店,小諸支店,伊那支店中小企業事業 株式会社日本政策金融公庫 松本支店 商工組合中央金庫 長野支店、諏訪支店、松本支店

〈農業関係〉

制度の名称	農地・農業用施設災害復旧事	業
支援の種類	工事(負担金を伴う)、補助	
制度の内容	・田畑など農地の流亡・埋没の復 ・土砂の流入、畦畔の崩壊などの ・ため池、水路、農道、頭首工、 [事業主体] 上田市、改良区・水利 ※令和元年度台風第19号による被害 市営土地改良事業 対象事業 災害復旧事業(農業用施設) 災害復旧事業(農地)	復旧 揚水機などの復旧 J組合などの地元団体 Eの甚大さを鑑み、分担率(地元負担金)を軽減しました。 分担率 10分の0.1 (一般災害:10分の0.5) 10分の0.2 (一般災害:10分の1)
	対象事業	分担率
	災害復旧事業(農業用施設) 災害復旧事業(農地)	10分の0.05 (一般災害: 10分の0.25) 10分の0.1 (一般災害: 10分の0.5)
	 ●農地へ流入した土砂の排出も補助対象となる場合があります。詳しくは土地改良課・各地域自治センターに御確認ください。なお、土砂の道路への排出は行わないようお願いします。 ●軽微な復旧であれば多面的機能支払交付金事業での復旧が可能な場合がありますので、地域の活動組織にお問い合わせください。 	
お問い合わせ	・上田市土地改良課 0268-23-51 ・丸子地域自治センター建設課 0 ・真田地域自治センター建設課 0 ・武石地域自治センター産業建設調	268-42-3286 268-72-4331

制度の名称	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	 ●被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧補助 対象事業者 農業協同組合,森林組合,水産業協同組合,農事組合法人,地方公共団体等 ※対象となる農事組合法人は,公共性・公益性を持つ法人に限定されます。 対象施設 農林水産物倉庫,農林水産物処理加工施設,共同作業場等の共同利用施設 採択基準及び補助率 ・補助率: 国3/10~9/10 ・採択基準: 40万円以上の被害(告示地域の場合13万円以上) 補助対象額 被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額
お問い合わせ	 ・農業施設に係ること 県庁 農政部 農業政策課 農業団体・共済係 026-235-7215 (直通) ・林業・特用林産施設に係ること 県庁 林務部 信州の木活用課 林業経営支援係 026-235-7267 (直通) ・全般(国) 大臣官房 文書課 災害総合対策室 03-6744-2142 (直通)

制度の名称	農業共済・収入保険
支援の種類	補償
制度の内容	長野県農業共済組合の農業保険制度(農業共済・収入保険)に加入されている方で農作物や家 畜・園芸施設等に損害(減収)が発生した場合,損失が一定割合補償されます。 詳しくは,同組合へご相談ください。
お問い合わせ	長野県農業共済組合 026-217-5800(本所)

制度の名称	農業制度資金
支援の種類	融資
制度の内容	 ●被害を受けた農作物の植え替えなどの経営に必要な資金を融資します。 ●農業用施設の補修や建て替えに必要な資金を融資します。 ●利率は令和2年5月18日現在です。(毎月中旬頃に改定されます。) 【農業近代化資金(災害関連資金)】 ・貸付対象者 認定農業者,主業農業者等 ・貸付限度額 個人1,800 万円、法人2億円 ・融資率 認定農業者等 100%、その他 80% ・貸付利率 0.20%(貸付当初5年間無利子)・保障料率 貸付当初5年間免除(国10/10)・償還期限 15年以内(うち据置期間7年以内) 【農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金)】・貸付対象者 認定農業者,主業農業者等・貸付限度額 1,200 万円または年間経営費の12/12・貸付利率 0.16%(貸付当初5年間無利子)・償還期限 10年以内(うち据置期間3年以内) 【農林漁業施設資金(災害関連資金)】・貸付対象者 農業者・貸付限度額 負担額の100%または1施設あたり1,200 万円・貸付利率 0.20%(貸付当初5年間無利子)・償還期限 15年以内(うち据置期間3年以内)
お問い合わせ	 株式会社日本政策金融公庫 長野支店 026-233-2152 (事業資金相談ダイヤル) 0120-154-505 ・県庁農村振興課 026-235-7242 ・上田地域振興局 上田農業農村支援センター

〈 林業関係 〉

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
	●株式会社日本政策金融公庫では,災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融 資します。
	■農林漁業セーフティネット資金
	・貸付限度額:1,200万円又は年間経営費の12分の12
制度の内容	・貸付金利:0.06%(貸付当初10年間実質無利子化措置あり)
	■農林漁業施設資金(災害復旧施設)
	・貸付限度額:負担額の100%又は1施設1,200万円
	・貸付金利:0.06%(貸付当初10年間実質無利子化措置あり)
	●上記のほかにも農林漁業者に対する融資の取扱いがあります。
	各種貸付事業の詳細については,株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
お問い合わせ	・株式会社日本政策金融公庫 長野支店 026-233-2152

制度の名称	林業・木材産業災害復旧対策保証
支援の種類	融資
制度の内容	 ●被害を受けた林業・木材産業関係施設の復旧などに係る経費に対して補助します。 ■林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 ・補助内容 被害を受けた特用林産施設,木材加工流通施設,被害を受けた地域における林業・木材産業の再建に必要な機械施設の復旧・整備及び被害を受けた施設の撤去等の費用を支援 ・補助率 1/2以内 ■中小企業等グループ補助金 ・補助率:中小企業者等 3/4(国1/2、県1/4)、中堅企業等 1/2(国1/3、県1/6) *林産物等に係る生産・加工施設 など
お問い合わせ	・独立行政法人農林漁業信用基金 03-3294-5585・5586

制度の名称	林業・木材産業改善資金
支援の種類	融資
制度の内容	●施設・設備の導入にあたって活用できる無利子の貸付を行っています。
お問い合わせ	・県庁林務部信州の木活用課 026-235-7274 ・各地域振興局 林務課

制度の名称	林業・木材産業施設の復旧
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた林業・木材産業関係施設の復旧などに対する補助 *林産物等に係る生産・加工施設 など
お問い合わせ	・県庁林務部信州の木活用課 026-235-7274 ※木材産業に係る問い合わせは,同課県産材利用推進室 026-235-7266

制度の名称	信州の森林づくり事業(被害森林整備)
支援の種類	補助
制度の内容	●被害森林であって,自助努力等によっては適切な整備が行えない森林において,林業事業体等が 所有者との協定に基づいて行う人工造林等を支援します。
お問い合わせ	・県庁林務部森林づくり推進課 026-235-7270 ・上田地域振興局林務課 0268-25-7137 ・各森林組合

制度の名称	森林保険
支援の種類	補償
制度の内容	●森林保険に加入している人工林の被害(風水害)に対する補償
お問い合わせ	・長野県森林組合連合会 026-226-2504 ・各森林組合

● 各種相談

相談窓口名	体調や気分がすぐれない方の健康相談
相談内容, 概 要 等	●被災、避難された方をはじめ、体調や気分がすぐれない方に寄り添い、必要な支援を行うため、保健師による健康全般に関する相談(電話相談、個別相談)をお受けしています。●被災者やその家族の皆様、どなたでもご相談いただくことができます。
相談内容, 概要等	相談時間 電話相談/月〜金(祝日を除く)8:30~17:15 健康推進課 0268-23-8244 丸子保健センター 0268-42-1117 真田保健センター 0268-72-9007 武石健康センター 0268-85-2067 個別相談/月〜金(祝日を除く)9:00~16:00 ひとまちげんき・健康プラザうえだ
お問い合わせ	上田市健康推進課 0268-23-8244

相談窓口名	消費生活相談
相談内容, 概要等	●消費生活センターの消費生活相談員が、災害発生後における点検商法や便乗商法、特殊詐欺などによる消費者トラブルについて相談を受け付けます。まずは下記の問い合せ先へ電話でご連絡ください。●相談時間は、9時~12時、13時~16時。土・日曜日、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)はお休みとなります。
お問い合わせ	 ●上田市消費生活センター(上田市大手一丁目11番16号 上田市役所南庁舎5階) 0268-75-2535(直通) ●16時以降または土・日曜日や祝日は、電話番号(局番なし)188へおかけください。 (平日17時まで。土・日・祝日は10時~16時まで)

相談窓口	名 長野県弁護士会による無料電話相談(復興支援ダイヤル)
相談内容 概 要 等	
お問い合れ	026-232-2777(予約時通話料有料。担当弁護士から折り返し電話し相談料無料)

相談窓口名	長野県行政書士会による無料電話相談
相談内容, 概要等	 ●自動車,軽自動車その他車両に関する廃車手続 ●被災証明,自動車税・軽自動車税等に関する手続 ●借地・借家,外国人を含めた生活関連に関する相談 ●その他,各種申請書類の作成・提出に関する相談 ●実施時間:平日9時~17時
お問い合わせ	0120-064-222(通話料無料,相談料無料)

相談窓口名	長野県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容, 概要等	●労務管理に関する相談
	●社会保険に関する相談
	●実施時間:平日9時~17時
お問い合わせ	0120-839-199(通話料無料,相談料無料)

相談窓口名	法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス)
相談内容, 概 要 等	●全国の日本司法支援センター(法テラス)地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問合せを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士 費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル(被災者専用フリーダイヤル) 0120-078309 ●法テラス各地方事務所 ●法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp ●法テラス携帯サイト https://www.houterasu.or.jp/k/index.html

相談窓口名	被災ペット相談
相談内容, 概 要 等	 ●災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。お困りの方,支援が必要な方はお問い合わせください。 支援内容 (1)被災動物等のための相談窓口の開設 (2)被災動物の救護等 (3)飼養場所設置の支援 (4)被災動物の一時預り (5)飼い主不明動物の保護および譲渡
お問い合わせ	・長野県災害時被災ペット相談支援センター 026-235-7154 (長野県健康福祉部食品・生活衛生課内)